

我が国における障害者スポーツ推進の動向



平成26年2月20日 障がい者スポーツ info 2014

文部科学省スポーツ・青少年局
スポーツ振興課スポーツ指導専門官 田島 博樹



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

本日の流れ

1. スポーツ基本法
2. スポーツ基本計画
3. 平成26年度以降の国の動向
4. 地域における障害者スポーツ発展のヒント



1-1. スポーツ基本法の制定

- 平成23年(2011年)8月
「スポーツ基本法」施行

- 昭和36年(1961年)制定のスポーツ振興法を50年ぶりに
全面改正



- 前文

- スポーツは、世界共通の人類の文化である。

- 第2条(基本理念)

- 第1項:スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。



1-2. スポーツ基本法の制定②

障害者スポーツ推進の理念

- 第2条（基本理念）

- 第2項：スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 第6項：我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。



1-3. スポーツ基本法の制定③

施設整備、全国障害者スポーツ大会

- 第12条（スポーツ施設の整備等）
 - 第2項：スポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、**障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。**
- 第26条（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）
 - 第2項：**全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。**



本日の流れ

1. スポーツ基本法
2. スポーツ基本計画
3. 平成26年度以降の国の動向
4. 地域における障害者スポーツ発展のヒント



2-1. スポーツ基本計画の策定

- 平成24年(2012年)3月
「スポーツ基本計画」策定

- スポーツ基本法第9条に基づき文部科学大臣が決定(スポーツ振興法の「スポーツ振興基本計画」に代わるもの)



- 基本的な政策課題:

- 年齢や性別、**障害**等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参加することができる環境を整備すること

2-2. スポーツを通じて目指す社会の姿と基本方針

第1章

展望

国際的信頼

社会経済の活力

青少年の健全育成

地域社会の再生

健康の保持増進

スポーツを通じて
目指す社会の姿

第2章

基本方針

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じて
スポーツに参加することができるスポーツ環境を整備

⑤ 国際交流・貢献の推進

④ 国際競技力の向上

⑦ 好循環の創出

① 子どものスポーツ機会の充実

② ライフステージに応じた
スポーツ活動の推進

③ 住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備

⑥ スポーツ界の透明性、
公平・公正性の向上

2-3. スポーツ基本計画における障害者スポーツ施策① 青少年・ライフステージ・地域スポーツ

• 青少年スポーツ

- 国は、学校の体育に関する活動について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするため、適切かつ効果的な指導の在り方について調査、先導的な取組を検討・推進。

• ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- 国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握し、必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進。

• 地域のスポーツ環境の整備

- 国は、障害者がより身近にスポーツに親しむことができるよう、健常者も障害者もともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討。
- 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法について、大学等での研究成果や人材を広く地域スポーツに活用するための取組を推進。



2-4. スポーツ基本計画における障害者スポーツ施策② 国際競技力の向上

・ 国際競技力の向上

- 国は、日本スポーツ振興センターと連携し、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）及び中央競技団体による国際ネットワークの構築が戦略的に進められるよう支援。
- 国は、アスリートや企業等に対する表彰等を実施する。JOC及びJPCにおいても、オリンピックとパラリンピックの關係に留意しつつ、關係省庁や關係団体等と連携して、表彰等トップアスリートの意欲を高める取組を行うことが期待される。
- 国は、日本障害者スポーツ協会及び日本スポーツ振興センター等と連携し、競技性の高い障害者スポーツのアスリートの発掘・育成・強化や情報分野等による支援等を推進。
- 日本スポーツ振興センターは、助成を通じ、スポーツ団体が行う競技性の高い障害者スポーツのトップアスリートの強化活動を支援。
- 国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、障害者アスリートが安全に競技力向上を図れるよう、例えばメディカルサポートのための環境整備を図るなど、競技性の高い障害者スポーツに対する支援機能を強化。



本日の流れ

1. スポーツ基本法
2. スポーツ基本計画
3. 平成26年度以降の国の動向
4. 地域における障害者スポーツ発展のヒント



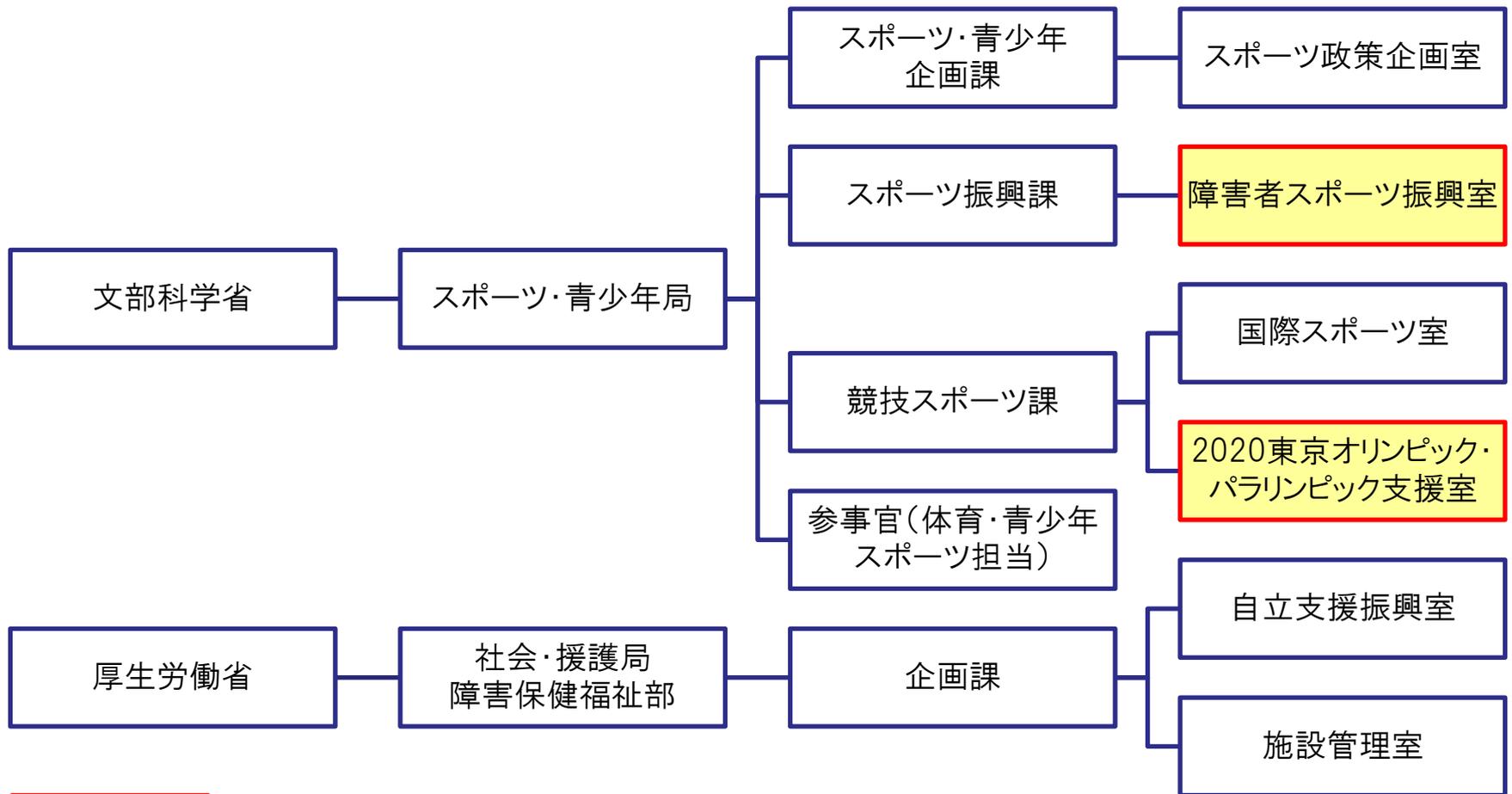
3-1. 今後の動向

【平成26年度(2014年度)】

- スポーツ振興の観点が強い事業について、厚生労働省から文部科学省に移管。
 - 平成26年度予算編成過程を通じて決定。
- 併せて、文部科学省においては障害者スポーツ振興のための予算・体制を大幅に拡充。



3-2. 国の障害者スポーツ関係組織



平成26年度新設組織の名称は仮称



3-3. 国の組織の担当

府省局部	課室	主な担当業務
文部科学省 スポーツ・ 青少年局	スポーツ・青少年 企画課	スポーツ振興に関する基本的な政策の企画・立案、 (独)日本スポーツ振興センターの所管(toto助成など)、 施設整備
	スポーツ振興課	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、地域スポー ツの振興(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ指導者な ど)、好循環の推進 【平成26年度】障害者スポーツ振興室設置
	競技スポーツ課	オリンピック・国民体育大会など競技性の高いスポーツの 振興・競技大会の招致、競技力強化、アンチ・ドーピング 【平成26年度】障害者スポーツの競技力強化のため増員、 2020東京オリンピック・パラリンピック支援室設置
	参事官(体育・青少 年スポーツ担当)	学校体育(学習指導要領など)、運動部活動、青少年ス ポーツの振興
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福 祉部	企画課 自立支援振興室	障害者の社会経済活動への参加支援
	企画課施設管理室	国立障害者リハビリテーションセンターの組織・運営

※平成26年度新設組織の名称は仮称



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

3-4. 障害者スポーツ推進施策

※計数は26年度予算額

- ①平成26年度から移管する事業
- ②従来からの文部科学省の事業
(平成26年度の新規事業を含む。)
- ③引き続き厚生労働省が行う事業

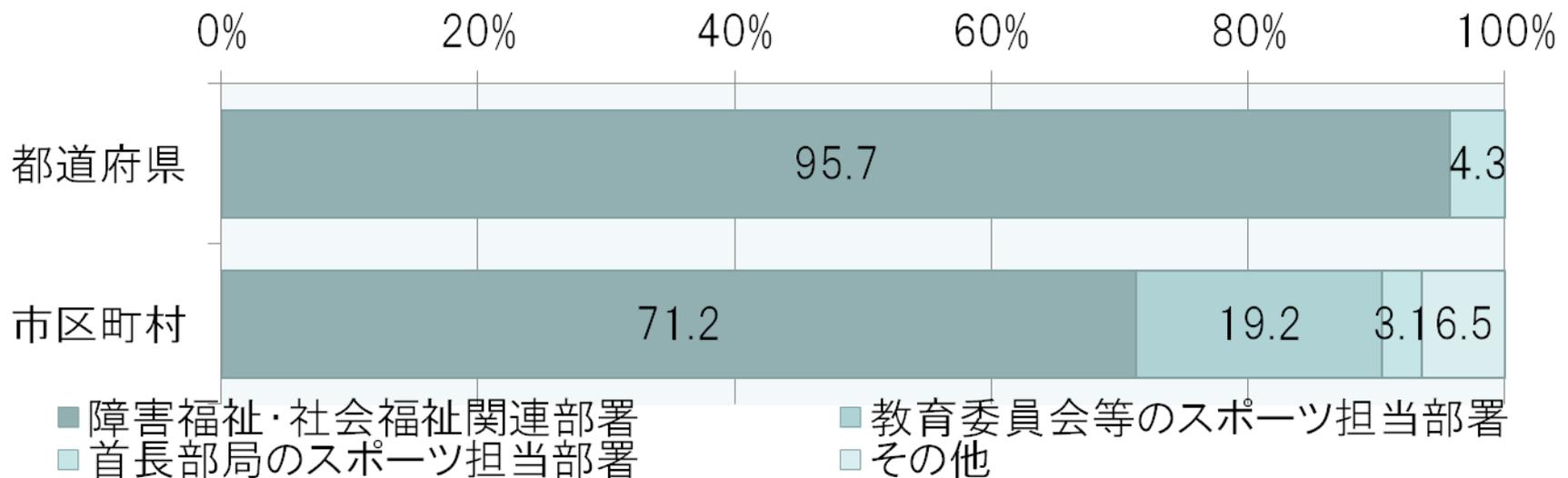
	考え方	厚生労働省	文部科学省	
読 支 ス ポ ー ツ の 支 援	障害者アスリート等への支援 (スポーツの振興としての支援)		メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業【2,834,069千円の内数】 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業【658,559千円の内数】 パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究【22,435千円】 JSC運営費交付金(競技性の高い障害者スポーツ支援に関する基盤構築事業) 【5,274,804千円の内数】 JSC研究施設整備費補助金【682,875千円の内数】	②
	スポーツの振興としての支援		日本障害者スポーツ協会補助【1,012,377千円】 パラリンピック等世界大会への派遣 (総合国際競技大会派遣等事業) 障害者スポーツの裾野を広げる取組 (障害者スポーツ振興事業)	選手の育成強化 (総合国際競技大会指定強化事業) 全国障害者スポーツ大会の開催 (全国障害者スポーツ大会開催事業) 【55,000千円】
障 害 者 の 生 活 を よ り 豊 か に す る 観 点 や リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 一 環 と し て の 支 援	地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツレクリエーションの開催等(地域生活支援事業) 【地域生活支援事業462億円の内数】 障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備(国立リハビリテーションセンター) 【14,404千円】	健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業【103,967千円】 障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究【12,026千円】 体育活動における課題対策推進事業【80,703千円の内数】 スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究【49,676千円の内数】	②	
居 座 り を 主 と す る 活 動				③

本日の流れ

1. スポーツ基本法
2. スポーツ基本計画
3. 平成26年度以降の国の動向
4. 地域における障害者スポーツ発展のヒント



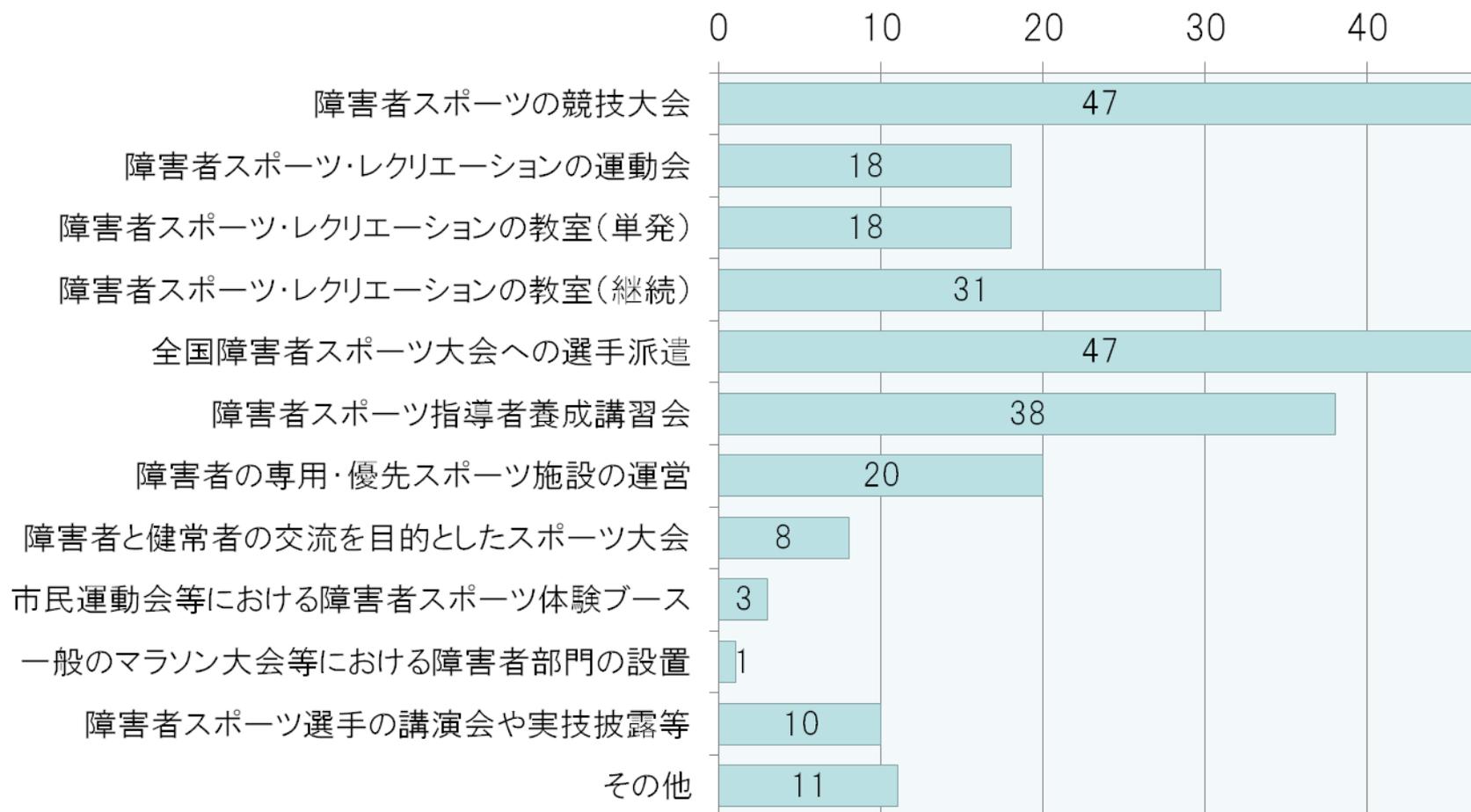
4-1. 地方公共団体における障害者スポーツの担当部署



- 多くの地方公共団体で障害福祉・社会福祉関連部署が担当しており、今後スポーツ担当部署との連携を深めるとともに、関係団体とともに体制の強化を図ることが期待される。

(出典) 文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成25年3月、笹川スポーツ財団)

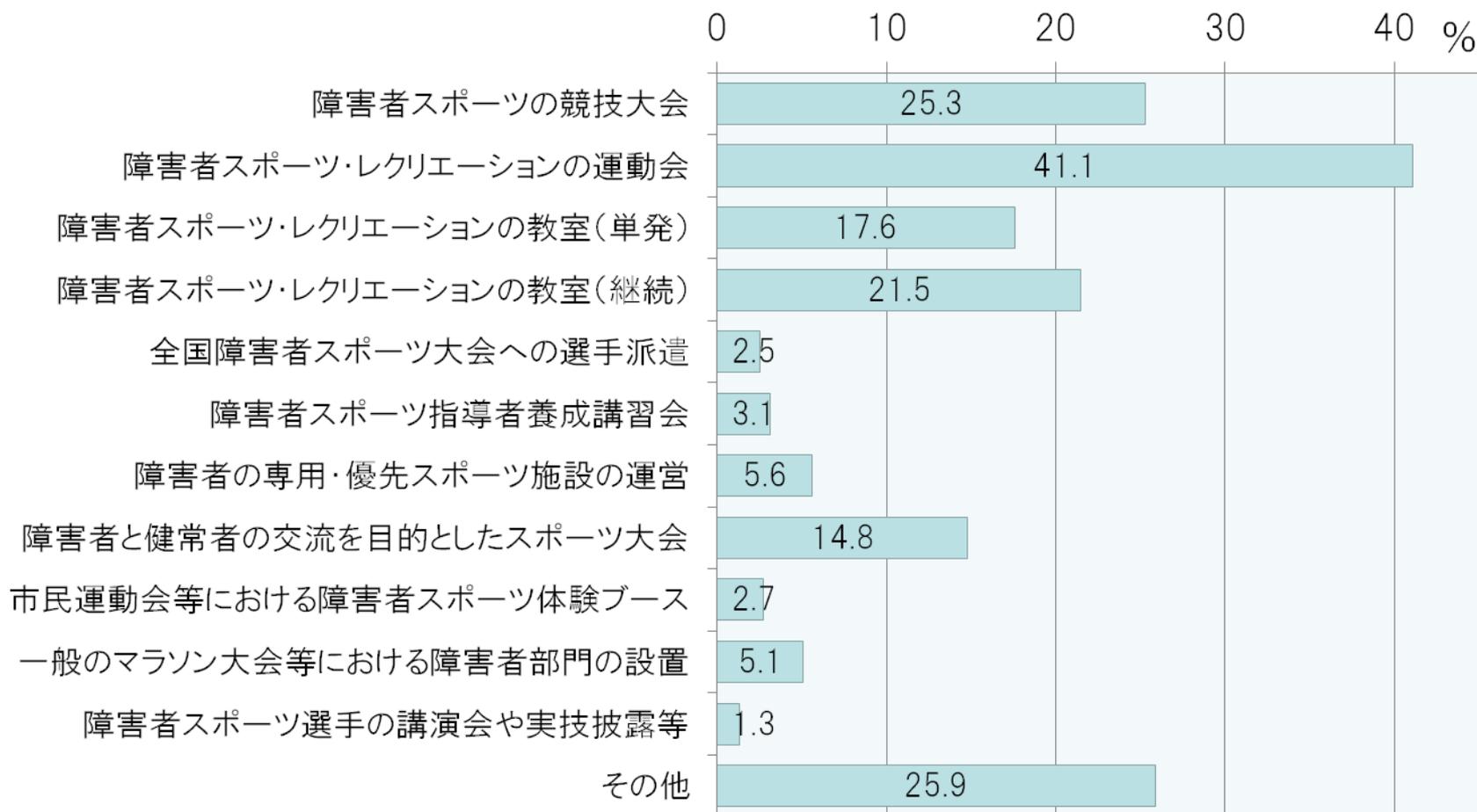
4-2. 都道府県における障害者のスポーツ振興に関する事業



(出典) 文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成25年3月、笹川スポーツ財団)



4-3. 市区町村における障害者のスポーツ振興に関する事業



(出典) 文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成25年3月、笹川スポーツ財団)

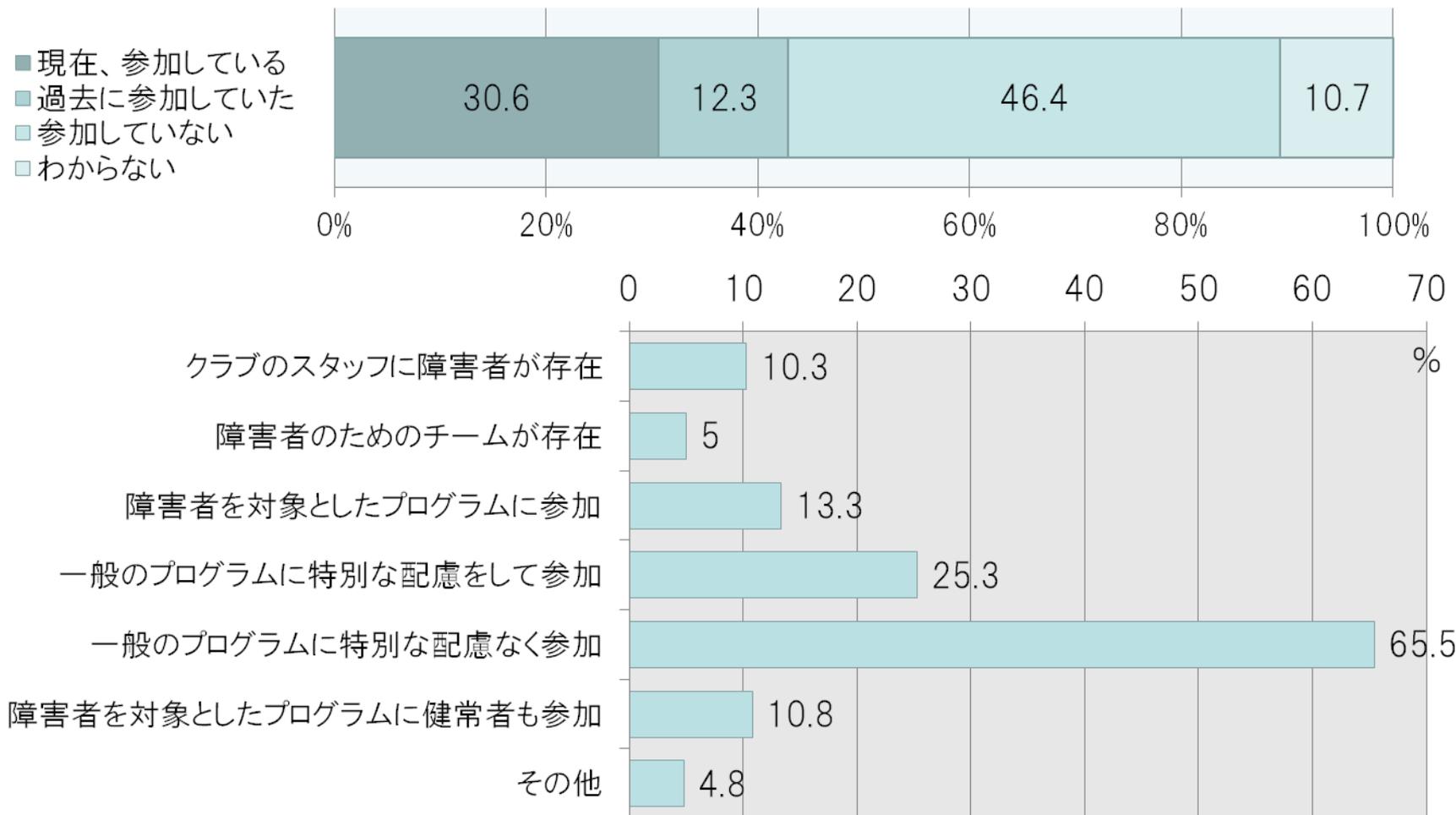


4-4. 団体間の連携

- 都道府県と市区町村の取組は、あまりつながりが見受けられないことから、**連携して障害者スポーツ振興を図ることが期待される。**
- 障害者スポーツ関係の団体は組織体制が脆弱であることが多いため、**都道府県・市区町村レベルの団体の連携**や、**スポーツ団体との連携**を強めることにより、組織体制の強化を図ることが期待される。



4-5. 総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加状況



(出典) 文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成25年3月、笹川スポーツ財団)



4-6. プログラム・人材の充実

- 現状でも、特別のプログラムを行わずに、障害者が参加している総合型地域スポーツクラブは一定数存在。
- 今後は、その数を増やしていくとともに、障害者のためのスポーツ・プログラムの提供等により、参加できる障害者を広げていくことが重要。
- 地域スポーツの場での障害者スポーツに関する人材の活用や、スポーツ関係人材の障害者スポーツに関する知識・技能の習得が期待される。

